

八王子市生活安全対策等庁内連絡・検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 市民生活の安全確保のため、八王子市生活安全対策等庁内連絡・検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民の安全に係る要望及び行政課題に関すること。
- (2) 地域社会の安全確保に係る制度等の検討及び生活安全活動の支援に関すること。
- (3) その他生活安全に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表第1に掲げる職にあるものをもって充てる。

- 2 委員長は生活安全部防犯課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は生活安全部防災課長の職にある者をもって充てる。
- 4 前項に掲げる者のほか委員長が指名する者を臨時の委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

(幹事会)

第6条 委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会から指示された事項について検討し、その結果を委員会に報告するものとする。

(幹事会の組織等)

第7条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事長は、委員長が指定する者をもって充てる。
- 4 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、防犯課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 8 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1
八王子市生活安全対策等庁内連絡・検討委員会委員名簿
生活安全部防犯課長
生活安全部防災課長
市民部消費生活センター所長
市民活動推進部協働推進課長
福祉部高齢者いきいき課長
福祉部介護保険課長
福祉部生活福祉総務課長
健康部健康政策課長
子ども家庭部子育て支援課長
子ども家庭部児童青少年課長
拠点整備部市街地活性課長
環境部環境保全課長
資源循環部ごみ減量対策課長
まちなみ整備部公園課長
まちなみ整備部住宅政策課長
道路交通部交通事業課長
道路交通部管理課長
学校教育部保健給食課長

生涯学習スポーツ部生涯学習政策課長
別表第2
八王子市生活安全対策等庁内連絡・検討幹事会幹事名簿
生活安全部防犯課主査
生活安全部防災課主査
市民部消費生活センター主査
市民活動推進部協働推進課主査
福祉部高齢者いきいき課主査
福祉部介護保険課主査
福祉部生活福祉総務課主査
健康部健康政策課主査
子ども家庭部子育て支援課主査
子ども家庭部児童青少年課主査
拠点整備部市街地活性課主査
環境部環境保全課主査
資源循環部ごみ減量対策課主査
まちなみ整備部公園課主査
まちなみ整備部住宅政策課主査
道路交通部交通事業課主査
道路交通部管理課主査
学校教育部保健給食課主査
生涯学習スポーツ部生涯学習政策課主査